

令和6年度高齢者タクシー利用助成回数乗車券交付申請（ご案内）

南アルプス市内に住む方の申請により、高齢者タクシー利用助成回数乗車券を交付しています。

【助成内容】 交付開始日から翌年3月31日までに、年度内1回申請。

助成額 普通タクシー初乗運賃額の範囲内。（介護タクシー利用でも）
1乗車につき2枚まで使用可。

申請場所 市役所市民活動支援課、各窓口サービスセンター。

交付枚数 申請した月から3月までの月数×下表枚数

年齢	65~74歳	75歳以上	75歳以上
住所	市内	市内	※橿形西地区
免許返納	2	3	2
免許なし	×	3	2
免許あり	×	2	1
持ちもの	運転経歴証明書 他の本人確認書類 では申請できません	本人確認書類 運転免許証、保険証 マイナンバーカード など	本人確認書類 運転免許証、保険証 マイナンバーカード など

※橿形西地区コミュニティ
タクシー運行エリア

上宮地田頭、平岡、あやめが丘、
上野、中野、上市之瀬、下市之瀬

代理申請について

申請者本人の持ちものと
代理人の本人確認書類が
必要です。
コピーしたものは不可

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

例) 4月に申請 交付枚数×月数 **12** (4~3月分) / 1月に申請 交付枚数×月数 **3** (1~3月分)

【対象者】 南アルプス市内に住所を有する方

- A) 昭和25年4月1日以前に生まれた方。
B) 昭和35年4月1日以前に生まれた方で
運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を持つ方。

運転経歴証明書

免許センター、警察署で
運転免許証を自主返納した方に
申請により交付されます。
市役所でお手続きはできません。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ① 重度心身障害者等のタクシー利用料金助成を受けている方
社会福祉施設に入居しておらず、下記のいずれかの手帳を持っている方
 - 身体障害者手帳の総合1~2級
 - 療育手帳のA
 - 精神障害者保健福祉手帳の1級
- ② 自動車税・軽自動車税の減免を受けている方
- ③ ご家族などが申請者のために②を受けている場合の申請者本人

お問い合わせ

市役所本庁 市民活動支援課 電話 055-282-6493